

「なはICT産業振興ガイドライン策定事業」の募集に係る質問への回答について

那覇市商工農水課長
(公 印 省 略)

「なはICT産業振興ガイドライン策定事業」の募集に係る質問について、次のとおり回答します。

No.	質問内容	関係資料該当箇所	本市の回答
1	提案書に「委員選考の考え方」を記載する予定だが、人物像とともに 正確に伝えるため、委員候補者の実名や経歴を記載する必要はあるか。考え方のみのほうが好ましいか。	委託仕様書P3 3 実施する業務 (4)外部有識者会議等の設置及び運営支援 ①外部有識者会議について	委員の候補者に関して実名及び経歴の記載は必須とはしていないが、人物像をイメージするために主な経歴等を記載することについて、否定するものではない。 なお、委員については本市との調整の上で決定することに留意すること。
2	「イ 行政関係者」について、会議の性質(おそらく第3者委員会的)上、那覇市職員は外し、他の行政関係者(例:総合事務局、沖縄県等)という認識でよいか。	委託仕様書P3 3 実施する業務 (4)外部有識者会議等の設置及び運営支援 ①外部有識者会議について	お見込みのとおり。
3	委員謝金の上限などはあるか。那覇市の規程があり、それに準拠することが必要か。それとも提案者の規程に従ってよいか。	募集要項P6 8 その他 (2)対象経費について ①事業費について	原則として那覇市の基準に準拠(別紙参照)すること。 ただし、特別な理由がある場合、事前に事務局と協議の上で金額設定することも可能。
4	会場費の上限などはあるか。那覇市の規程があり、それに準拠することが必要か。それとも提案者の規程に従ってよいか。	募集要項P6 8 その他 (2)対象経費について ①事業費について	会場費に上限の規定は設けていないため、提案者の内部規定等に従って積算することは可。 ただし、予算が過大とならないように、同規模の別会場の相見積もりを取るなどして会場選定すること。
5	(様式5)類似業務実績調書について、「記入した実績の実施状況が分かる資料」とは、当該事業の契約書写し、でよいか。	募集要項P3 1 企画提案書作成及び提出資料 (1)提出書類の図1⑤	お見込みのとおり。

以上

講師謝礼金支払上限額

区分		金額（時給）
県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、 企業・団体の役員	8,000 円
	その他の大学の職員	7,000 円
	国の補佐・専門官、その他	5,000 円
県内	職業的講師	10,000 円
	大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000 円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、 企業・団体の役員	4,000 円
	その他の大学の職員	3,500 円
	その他	3,000 円
【備考】 ・上記により難しい場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、 執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。		